

修復技術部における保存修復記録カードの作成について

岩 崎 友 吉

研究所が、修復に關与した文化財の修理記録は、写真を含めて、現在相当な量に達しているが、夫々の文化財の性格や、修復の内容によって、それらの記述は精粗さまざまであった。今回、一定の記載様式に従って、これら記録のカード化を行ない、修復技術研究の基礎資料を整備すべく、記録用カードと、その記載要項を作成した。これは研究所が修復に關与した文化財の記録台帳として永く保存することとなるが、このほか国宝・重文など指定文化財の修復報告書や、修理記録をもととしたカードも併せて作成し、有形文化財の総合的な修理記録として整備することを計画している。

その内容は、対象文化財の法量、材質、構造などの基礎データをはじめとし、その文化財の保存環境歴、修理歴と修理内容の詳細、あるいはそのための保存科学的・事前調査の内容、さらには修理後の経年変化までを記録し、必要に応じて追記出来る体裁を整えている。

このカードの記載整備は来年度から開始される予定であり、この記載様式は万全のものとはいえないかも知れないが、文化財の保存修復に關係のある諸機関において、この種記録を作成される際の参考になれば幸と考え、ここにその全貌を紹介する次第である。

1. カード体裁（B4版、二つ折りとし、この間に必要に応じて、同一様式 A5版の付属カードを挿む）

修復技術部カード記述要項

48. 10. 1
修復技術部

研究所が修理に關与した文化財の記録台帳として保存することを目的とするが、このほか国宝、重文の修理報告書あるいは修理記録等をもととした台帳も作成し、文化財の総合的な修理記録として整備することを目的とする。

見出し

種 別：絵画、彫刻、工芸、書跡、建造物、考古資料、史跡、埋藏文化財の8種類に大別するが、工芸品については漆工、金工、染織、陶磁器、武器、武具などの別を明記すること。

史跡埋藏文化財については、古墳、貝塚、住居跡その他必要に応じて明記する。

名 称：カードの見出しとして、わかりやすい通称・略称を用いる。

府 県：必要に応じて所在地番まで記す。

所有者：管理団体名を記してもよい。

その他：右端の空欄は、修理内容についての識別記号を記す。

その基準は別に定める。

当研究所修復のものは、カードの左肩に色をつける。

第二行目

名称欄：指定文化財は正式名称員数を記す。なお左端空欄には指定別の記号を記し、国宝・重文については文化庁の台帳番号を併記する。

- | | |
|-----------|----------|
| ◎ 国宝 | ■ 特別史跡 |
| ◎ 重文 | □ 史跡 |
| ○ 重美 | 田 県市町村史跡 |
| ⊕ 県市町村文化財 | 日 未指定史跡 |
| ⊖ 未指定文化財 | |

製作年代・時代：製作年代の明らかなものは「天平8年(736)」のように、西暦を併記する。なお時代呼称は、美術史・建築史等の分野間で不統一な点もあるので、出来れば世紀を併記する。

作者名：明確なもののみ記す。

本文

左上欄の例示に従って①②③……の順に番号をふり、これを大項目とし必要に応じて中・小項目に分ける。

- ① 法 量：寸法は単位 cm，重量は単位 g を用いる。
- ② 材質構造：必要事項を簡潔に記す。また銘文や製作年代を示す文献がある場合にはこれを明記する。
- ③ 保存環境歴：具体的に文化財の保存されてきた環境歴を記す。
 例 「桐二重箱に納め，土蔵に納置，年二回公開」
 「本堂須弥壇上に露出安置，現在に至る」
 「昭和〇年出土，直ちに修理，昭和〇〇年県立博物館倉庫に保管，現在に至る」
 「堂内の扉として実用，観客多く，昭和〇〇年コンクリート収蔵庫へ移置」
- ④ 修理歴：
 - (1) 修理年度，総経費，施工者名，施工場所，施工期間，施工面積
 - (2) 損傷状況
 - (3) 修理前の科学的調査，診断。
 - (4) 修理既要・項目を分けて具体的かつ簡潔に記す。
 最後に以上の記述の拠り所になる文献等を（ ）内に略記
 例（保存科学9号），（昭和〇年何某実査ノート）
- ⑤ 修復関係文献：公刊された重要な関係文献を記す。
 例「岩崎：重要文化財円城寺本堂内陣彩色剝落止め，東文研受託研究報告，保存科学部第1号昭和35年」
 「国宝中尊寺金色堂修理工事報告書，中尊寺刊 昭和40年」
- ⑥ 経年変化：修理実施後，確認された経年変化の状態を記す。又その原因となる保存環境についての所見も併記する。
 例「昭和〇年〇月・某実査・異状なし」
 「昭和〇年〇月・某実査・施工時健全であった部分に剝落を生じ始め，〇部分に虫蝕少々」

なお追加記入の場合、その年月日、記述者名をそのつど明らかにする。

なお本カードはそのまま公刊するものではないので、修理部分の変色等の異状も確実に記すこと。

本カードの下半分には写真1, 2葉を貼付するが、記述の多い場合は付属カードに記述を継続し、あるいは付属カードに写真を貼付してもよい。付属カードは、その後再調査、再修理等を行った際の所見を書き足すのに用いられる。その場合の記述順は①②③……の順に、上記要項に従って記述する。

本カード、付カード共に記述者名、検認者名を明記する。(以上)

